

宮城県環境基本計画(案)

平成 27 年 11 月

宮城県

< 目次 >

1 宮城県環境基本計画とは	1
(1) 計画の役割	1
(2) 計画の基本理念	2
(3) 計画の期間	2
2 宮城県の環境と主な課題	3
3 宮城県が目指す環境のみらい	4
(1) 環境の将来像	4
(2) 計画が目指す社会像	4
(3) 施策設定の視点と計画の体系	5
4 復興のための重点的な取組	7
(1) 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進	7
(2) 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進	10
(3) 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進	12
5 将来像を実現するための政策	14
(1) (政策1) 低炭素社会の形成	14
(2) (政策2) 循環型社会の形成	19
(3) (政策3) 自然共生社会の形成	24
(4) (政策4) 安全で良好な生活環境の確保	30
6 すべての基盤となる施策	37
(1) グリーン行動の促進	37
(2) 環境の保全に関する協定の締結	40
(3) 開発行為における環境配慮	40
(4) 規制措置	41
(5) 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策	41
7 環境基本計画に連なる個別計画・関連計画	43
(1) 低炭素社会の形成	43
(2) 循環型社会の形成	43
(3) 自然共生社会の形成	44
(4) 安全で良好な生活環境の確保	44
(5) その他関連計画	45

8 県民・事業者・市町村などの役割	46
(1) 県民に期待する役割.....	46
(2) 事業者に期待する役割.....	47
(3) 民間団体に期待する役割.....	48
(4) 教育機関及び研究機関に期待する役割	49
(5) 市町村に期待する役割.....	49
(6) 県の役割.....	49
9 計画の着実な推進	50
(1) 計画の推進体制.....	50

1 宮城県環境基本計画とは

ここでは、宮城県環境基本計画の役割、基本理念、期間などの計画に関する基本的な事項を示します。

(1) 計画の役割

宮城県環境基本計画(以下「本計画」という。)は、「環境基本条例(平成7年宮城県条例第16号)」に基づき、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定めるものです。また、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置付けられます。県は本計画を基に、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築等に向けた施策を展開します。これらの具体的な施策や目標等は、本計画の実施計画である各分野の個別計画において定めます。各個別計画の概要は以下のとおりです。

個別計画	概要
宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	低炭素社会の実現に向けて、県域全体からの温室効果ガスの排出抑制を行うための計画。
再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画	温暖化対策のうち重要な項目であるエネルギーの効率的利用及び再生可能エネルギー等の活用について定めた計画。
宮城県循環型社会形成推進計画	循環型社会の実現に向けて、廃棄物等の3Rと適正処理を推進するための計画。
自然環境保全基本方針及び関連計画	人と自然の共生を目指し、長期的展望に立った自然環境保全施策を推進するための方針。
宮城県生物多様性地域戦略	県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画。
宮城県自動車交通環境負荷低減計画	自動車交通に係る環境負荷を低減させるための計画。
宮城県水循環保全基本計画	健全な水循環を保全するための計画。

なお、本計画は、県の行政運営の基本的な指針である「宮城の将来ビジョン(平成19年3月)」の個別計画であり、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民、事業者、民間団体及び各市町村など、すべての主体が、環境に関し考え、行動する際の指針となるものです。

(2) 計画の基本理念

「環境基本条例」において定められた県の行う環境政策の基本理念を踏まえて、本計画の根本となる考え方を以下の方針としてまとめました。

・方針1 地球環境保全の推進

地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる重要な問題となっています。地球環境問題の多くは私たちの日常生活や、事業活動一般に起因するものであり、私たちは、日常生活及び事業活動の場において環境配慮行動に取り組み、環境への負荷を低減することで、地球環境の保全を推進しなければなりません。

・方針2 環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な県土

現在の私たちの日常生活や事業活動は、限りある資源やエネルギーを大量に消費し、環境中に不用物を排出するなど、環境に様々な負荷をかけながら成り立っています。しかし、県土の持続的な発展のためには、私たちの活動により生じる環境への負荷を自然の回復力の範囲に収めなければなりません。このためには、県民・事業者等が資源やエネルギーの効率的利用、廃棄物の減量化、汚染物質の排出抑制など、それぞれの立場に応じて求められる環境に配慮した行動に、自ら進んで取り組まなければなりません。

・方針3 人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承

本県は、自然環境や農林水産業等の自然と共生した産業や文化など、多様で豊かな地域資源に恵まれています。しかし近年は、社会状況の変化により人と自然のつながりが薄れつつあります。私たちは、現在及び将来の世代にわたって自然からの恵みを楽しんでいくことができるよう、人と自然が共生できる県土の構築を進めなければなりません。

(3) 計画の期間

県では東日本大震災からの復興のため、「宮城県震災復興計画(平成23年10月)」を策定し、同計画に基づいて、平成32年度を目標として集中的に復旧・復興事業及び県勢の発展に向けた新しい取組を進めています。

これらの事業の進展により、一時的に環境への負荷が増大し、本県の環境や社会状況は大きく変化すると考えられます。

復興事業による環境への影響に配慮し、環境負荷の少ない新しいまちづくりを重点的に進めるため、本計画の期間を宮城県震災復興計画の終期と合わせ、平成28年度から32年度までの5年間とします。

2 宮城県的环境と主な課題

私たちが暮らす宮城県は、西部、東部、南部の山地・山脈と、山々の周縁から平野にかけて広がる里地里山、平野を流れる名取川や北上川、阿武隈川などの河川、伊豆沼・内沼等の湖沼、砂浜海岸、リアス式海岸からなる長距離の海岸線からなっており、多種多様な動植物が生息・生育しています。

このような豊かな自然のもと、私たちは多くの恵みを楽しみながら暮らしてきました。しかし、近年の資源・エネルギーを大量に消費するライフスタイルや社会経済活動の変化により、生活の利便性は向上したものの、私たちの生活が自然環境に与える負荷は増大し、環境を損なうものとなっています。

本県には、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境変化による課題や、大気・水質の環境基準において、光化学オキシダントや湖沼・海域等の COD(化学的酸素要求量)の達成率が低いことなど、生活環境における課題があります。また、少子高齢化の進行と第一次産業従事者の減少など、社会状況の変化により森林・農用地の荒廃した地域では、里地里山の多様な環境が維持困難となっていること、ニホンジカ、イノシシなどによる農作物被害が増加していることなど、自然環境に係る課題も生じています。

さらに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、県沿岸部を中心とした極めて甚大な被害の発生、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の放出など、本県の環境は大きな影響を受けました。地震、津波による動植物への直接的な影響に加え、復興事業による沿岸部生態系への影響や、土砂採取を目的とする森林の開発の急増、工事に伴う騒音、振動等の生活環境への影響や廃棄物の増大のほか、原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。また、震災発生後の国のエネルギー施策の見直しに対応し、再生可能エネルギーの徹底的な推進を組み込んで地球温暖化対策を進める必要があります。

地域における生活環境、自然環境の課題については、これまで実施してきた取組をさらに拡充させて推進するとともに、東日本大震災からの復興における課題については、特に重点的に対応する必要があります。

3 宮城県が目指す環境のみらい

(1) 環境の将来像

本計画の基本理念と環境の課題を踏まえ、将来像を設定します。これは計画最終年度に向けた目標であるとともに、その先も引き続き目指す中長期的な将来像です。

◇豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

本県の抱える環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できるよう、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指します。

◇持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

県民、事業者、民間団体、行政など地域社会を構成するすべての者が、日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のために不可欠であることを理解し、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指します。

(2) 計画が目指す社会像

持続可能な社会を実現するためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築が必要であり、また、安全で良好な生活環境は、人の健康や生活を守るという点において、3つの社会を形成するための基盤となるものです。これら3つの社会とその前提となる安全で良好な生活環境は、独立したものではなく相互関係性を持ち、補完し合うものであることから、これらの実現に向けた取組を総合的に展開していくことが不可欠です。

このため、本計画においては、「低炭素」、「循環」、「自然共生」、「安全で良好な生活環境」の各分野を横断して、県民、事業者、民間団体、行政といった各主体が、それぞれの役割分担に応じた環境配慮の取組を自主的・積極的に行うことにより、身近な地域から地球規模にわたる健全で恵み豊かな環境が総合的に保全されている社会を目指します。

(3) 施策設定の視点と計画の体系

イ 施策設定の視点

東日本大震災からの復興における課題については、早急に対応することが必要であり、自然環境、生活環境など多方面にわたる課題を解決するため、横断的・戦略的に施策を推進していく必要があります。

また、将来像実現のためには、県民、事業者、民間団体及び行政などの地域社会を構成するすべての者が、ライフスタイル等の行動様式を変革するなど、より環境に配慮した地域社会の形成に向けて行動する施策を推進していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、本計画では以下の2つの視点から施策を展開します。

(イ) 復興を契機とした新しい宮城の環境の創造

沿岸部の被災市町では、各々の震災復興計画に基づき、社会基盤の整備が進められています。県は、東日本大震災からの復興を契機として、再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステム(エネルギーの使用の最適化を図るシステム)等を活用し、防災に配慮したエコタウンの形成や、環境・エネルギー関連産業の振興など、地域の経済・社会の低炭素化の推進による先進的な地域づくりを進めます。

また、復興事業等による環境への負荷に適切に対応するため、自然環境や生活環境に配慮した事業となるよう施策を推進します。

(ロ) 豊かで健やかな環境を未来につなぐ

豊かな環境は、私たちの子や孫など将来世代へ残す資産でもあります。現在の環境をさらに良いものとし、県で暮らすすべての人々が、「生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかった」と実感できる県土を次世代へ受け継いでいかななくてはなりません。

県は、里地里山や農村の景観、豊かな生物多様性など、価値ある自然環境とともに、安心して暮らせるきれいな空気や飲み水などの安全な生活環境を保全する取組を進めます。

また、県民、事業者、民間団体及び行政などの地域社会を構成するすべての者が、環境に配慮した行動を、連携しながら実践することを誘導するなど、持続可能な地域社会の実現に向けた施策を推進します。

ロ 計画の体系

本計画では、体系的に施策を展開するための柱として、4つの政策「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」、「安全で良好な生活環境の確保」を掲げます。

また、施策設定の視点を踏まえ、「復興を契機とした先進的な地域づくりの推進」、
「防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進」、
「放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進」を、計画終了年度までに県が重点的に取り
組む施策として設定します。

4 復興のための重点的な取組

東日本大震災からの復興に当たり、特に重要で解決すべき課題と施策設定の視点を踏まえ、本計画期間中に重点的に取り組む3つの施策について、基本的方向性とその内容を示します。

(1) 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進

イ 現状と課題

東日本大震災の被害が特に大きかった沿岸市町の多くでは、「災害に強いまちづくり」を目指して震災復興計画を策定しており、復興事業が進められています。各市町の震災復興計画では、高台集団移転や多重防御による大津波対策などの復興事業に加え、再生可能エネルギーを活用した環境負荷の少ない先進的なまちづくりやエコタウンの形成を掲げています。高台移転に向けた土地の造成や災害公営住宅の建設など、生活基盤の整備に係る事業が進展する中、エコタウンの形成などの取組も進められていますが、エネルギーマネジメントシステムの導入に取り組む地域は限られています。

また、復興事業に係る車両交通量の増加や原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の稼働率の上昇等の影響により、県全体における温室効果ガス排出量が増加することが懸念されています。

設置や管理が容易な太陽光発電の導入量については、FIT 制度（電力の固定価格買取制度）の後押しもあり急速に伸びていますが、それ以外の再生可能エネルギー導入は、今後更なる拡大が必要な状況です。

これらのことから、温室効果ガス排出量を削減し、地域内でのエネルギーの確保や災害時の活用、さらには地域の産業振興につながる自立・分散型の地産地消エネルギーを導入したエコタウンの形成に向けた取組のさらなる推進が必要です。

ロ 施策の方向性

計画期間である平成 28 年度から平成 32 年度には、県沿岸部を中心に、東日本大震災からの復興事業で新しいまちが整備されます。県では新しいまちづくりに際して、より環境への配慮がなされた持続可能な地域となるよう、先進的なエコタウンの形成を推進します。

エコタウンの形成は、以下の5点を重視して進めます。

- ① 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入
- ② エネルギーの最適化
- ③ 再生可能エネルギーの災害時利用
- ④ 再生可能エネルギーによる地域や産業の振興
- ⑤ ICT(情報通信技術)を活用した住民サービスの向上

(イ) 再生可能エネルギー等の活用及び地域内でのエネルギー利用の最適化

- 住宅においては、断熱建材や太陽光発電等の高性能設備の組み合わせにより、一次エネルギーをゼロにする ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を目指し、身近な創・蓄エネルギー設備として、住宅用太陽光発電システムや蓄電池の設置による電気の自家消費を促すとともに、エネルギー利用の効率化のため、住宅の断熱改修を支援します。
- 下水道が整備されていない浄化槽整備区域については、低炭素社会対応型浄化槽等の設置を支援します。
- 市町村が行う街灯・道路照明の LED 化や公共施設の省エネルギー化の事業を支援します。
- 地域特性に応じたエコタウンの形成の可能性についての調査や事業計画の策定を支援し、再生可能エネルギーによる地産地消システムの形成を目指します。

(ロ) 防災に配慮した再生可能エネルギー等の導入

- 市町が整備を進めている災害公営住宅においては、屋根を利用した太陽光発電の導入を進めます。防災拠点、医療施設、学校及び宿泊施設等の、非常時に住民の安全安心を確保すべき施設については、必要な再生可能エネルギー設備等の導入を支援するなど、自立・分散型のエネルギーシステムの整備を推進します。
- 停電対応システムを備えた家庭用燃料電池(以下「エネファーム」という。)や蓄電池を併設した太陽光発電の普及を促進し、停電時における電源・熱源のバックアップ機能の強化を進めるほか、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車及び水素を燃料として走行する燃料電池自動車(FCV)の蓄電機能を災害時に避難所等で電源に活用できる体制を整備するなど、再生可能エネルギー等を利用した防災体制の強化に努めます。

(ハ) 地域の産業振興につながる再生可能エネルギー等の導入・活用の推進

- 県内の事業者に対しては、再生可能エネルギー等を活用した先導的な環境負荷低減の取組を支援するほか、再生可能エネルギー等・省エネルギー関連の新製品の開発を支援します。さらに、高効率空調機、LED 照明など省エネルギー設備の導入や、太陽光やバイオマス、風力などの再生可能エネルギー等の導入を支援します。
- 特に木質バイオマスについては、未利用間伐材等の搬出経費や木質燃料を利用するボイラーの導入等への支援を行います。リサイクルエネルギー(廃棄物をエネルギー源として利用するもの)については、バイオディーゼル燃料(BDF)の製造や導入に取り組む事業者等を支援します。

- 創造的な復興に向けた重点施策として、利用段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を進めます。「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン(平成 27 年 6 月)」に基づき、FCVやエネファームの普及、FCVのための水素ステーションの整備や、再生可能エネルギーによる水素の製造、水素エネルギー関連産業の育成を推進し、「東北における水素社会先駆けの地」を目指した取組を推進します。

(2) 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進

イ 現状と課題

東日本大震災において、本県の津波による浸水面積は 327km² に達し、沿岸部で最大1m前後の地盤の低下が発生したため、海拔 0m以下の面積が震災発生以前の 3.4 倍の 56km² に増加しました(平成 23 年5月現在)。また津波の浸食によって海岸線が内陸方向に後退し、砂浜や海岸林が消失するなど、地形や景観が大きく変化した地域があります。

また、沿岸部では津波・高潮対策のため、海岸堤防の整備等が実施されています。これらは必要不可欠な事業ですが、地形を大きく改変するため、沿岸から内陸にかけての自然のつながりが分断されることが懸念されています。内陸部においても、土地の嵩上げに用いる土砂を確保するため森林が切り開かれるなど、地形や環境が変化した箇所があります。

さらに、土地の嵩上げや高台移転等に伴う開発行為等の復興事業が集中することにより、資材等の運搬車両の交通量が増え、建設機械(重機)の稼働も増加しており、騒音・振動や大気汚染といった環境負荷の増加が懸念されています。

今後、一層本格化する復興事業による自然環境や生活環境等への影響に適切に対応していくことが必要です。

ロ 施策の方向性

防災や復興、開発事業において、各分野の専門家・学識者から助言・指導を受け、地域の生態系・自然環境に配慮した工事を行います。

また、新しいまちづくりの進展に伴う周辺生活環境への影響については、モニタリング調査による状況確認や、必要な環境対策を事業者に指導することにより、騒音・振動の規制値が遵守され、工事の影響が低減されるよう努めます。

(イ) 防災・復興事業の工事における自然環境への配慮

- 環境影響評価(環境アセスメント)は、「環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「環境アセスメント法」という)」により、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に、環境に与える影響について、調査、予測及び評価を行い、環境に配慮していくための制度です。

高台移転等による土地区画整理事業や、鉄・軌道内陸移設事業等の復興整備事業のうち、環境への影響が大きいものについては、この環境アセスメントの対象となりますが、被災地の復興には迅速な対応が求められることから、「東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)」による特例措置が講じられています。この特例措置では、対象事業について、現地調査の省略等により手続きの期間を短縮するなど、簡素化した環境アセスメント(特定環境影響評価)を実施することとされていますが、環境影響評価項目の選定時に専門

家等の助言を受けることや、事後調査の充実を図ることなどにより、環境保全への適切な配慮の確保に努めます。

- 沿岸域の復旧工事に当たっては、「宮城県沿岸域河口部・海岸施設復旧における環境等検討委員会」を設置し、自然環境に配慮した工事を行っています。特に、環境影響評価の対象とならない河川工事や海岸堤防工事等の公共事業の実施に際しては、各分野の専門家・学識者から助言・指導を受け、施工方法に配慮するなど、自主的な環境配慮に取り組んでいます。

今後とも、県の工事の際には、地域住民や関係団体及び有識者との意見交換の場を設け、防災・復興事業に伴う生態系・生息域の消失・分断の防止、影響の軽減化を図ります。

- 内陸などの森林(地域森林計画対象民有林)において、1haを超える開発を行う事業については、林地開発許可制度により、無秩序な開発を規制します。また、土砂の採取等による違反行為については、市町村と連携の上、森林等のパトロールを強化することにより、未然防止と早期発見を図ります。

(ロ) 防災・復興事業における生活環境への配慮

- 工事車両の増加等に伴う影響については、大気環境や騒音に係るモニタリング調査から把握します。
- 建設工事による騒音・振動については、県・市町村が指定する地域内において、工事の届出の審査により作業内容を確認するほか、必要に応じて作業現場への立入検査を実施し、法律・条例に基づく規制値を遵守するよう指導を行います。
- 発注者の立場から、工事に伴う粉じん・排出ガスの発生抑制、低騒音・低振動型の建設機械等の使用、運搬車両台数・運転時間帯・運転ルート等の事前検討など、周辺環境に配慮した施工を行います。

(3) 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進

イ 現状と課題

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、環境中に多量の放射性物質が放出されました。平成 27 年度現在、事故直後と比較して放射線量は低減していますが、依然として放射性物質が環境中に残存していることが確認されています。

これに対し、汚染状況重点調査地域に指定された県内 8 市町では、放射線量低減のため、除染作業を行っています。除染作業は子どもの生活環境の周辺から優先的に進められており、学校の除染は終了し、公園等についても終了しています。現在は住宅や通学路の除染作業が実施されています。

除染の実施に伴い、枯れ草や落ち葉などの除染廃棄物及び除去土壌が生じています。これらは「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）」に基づき、発生した市町の責任の下で処理されることとなっていますが、除去土壌については処分基準が未だ定められていないため、各市町が仮置場又は発生現場で保管している現状です。

また、放射性物質が付着した牧草等の廃棄物のうち、放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超えるものは「放射性物質汚染対処特措法」で定める指定廃棄物として国の責任の下で処理することとされています。8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、通常の一般廃棄物と同様に、発生した地域の市町村等が処理することとされていますが、その処理はあまり進んでおらず、早期の処理完了が求められています。

ロ 施策の方向性

除染に伴って発生した除去土壌については、国へ働きかけ、処分基準の早期制定を目指します。処分基準制定後は、基準に基づき除去土壌を処理する市町の支援を行います。

除染廃棄物及び放射性物質の付着した廃棄物のうち、8,000Bq/kg 以下のものについては、市町村に対して早期処理のための支援を実施し、処理実現を目指します。

(イ) 除染対策の支援

- 除去土壌の処分については、政府への要望等において処分基準の早期制定を求めます。また、市町による円滑な除染の推進を支援するため、除染支援チームを派遣するとともに、除染技術に関する指導や専門的な助言を行う除染アドバイザーを設置します。

(ロ) 放射性物質の付着した 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の適正処理の促進

- 放射性物質の付着した 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、国の実証試験や他県の事例により、通常的一般廃棄物と混合焼却することで、焼却灰に残存する放射性物質濃度をコントロールし、安全な処理が可能であることがわかっています。県では、早期に処理が完了するよう、市町村等への技術的支援や、安全性に関する県民への情報提供等を行います。

5 将来像を実現するための政策

(1) (政策1) 低炭素社会の形成

イ これまでの取組と課題

県では、平成16年度に「“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画」を策定し、地域からの地球温暖化対策に取り組んできたほか、その実行計画となる「再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」を平成17年度に策定し、再生可能エネルギー等・省エネルギーの促進にも取り組んできました。県全体の温室効果ガスの排出量は平成17年度以降減少傾向にあり、平成22年度及び平成23年度は平成2年度の排出量を下回っています。

しかし、東日本大震災の影響を受け、県をとりまく社会的・経済的情勢は大きく変化しており、原子力発電所の稼働停止に伴う火力発電所の稼働率の上昇や、今後本格化する震災復興事業の影響から、県全体の排出量は増加することが予想されています。

また、県全体の排出量を部門別に比較すると、産業部門は年々減少傾向にある一方で、民生部門(家庭やオフィス、商業施設等)は増加傾向にあり、平成23年度では総排出量の4割を占めています。さらに、民生(家庭)部門の排出量の増加幅は大きく、平成2年度から約71%増加しています。

県では、震災の影響を踏まえ、平成25年度に新たな「宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。この計画では、エネルギー多消費型の社会形態を省み、県民を挙げて低炭素型ライフスタイルへの転換を目標とするとともに、将来の低炭素社会の実現に向けた地域の「再構築」を目指すこととしています。

県内の温室効果ガス排出量を削減するためには、県民、事業者、民間団体及び行政が一体となり、社会全体の低炭素化(温室効果ガスの排出が少ない社会)のための取組を進める必要があります。

ロ 目指す将来の姿

- 日々の暮らしや事業活動の中で、環境に配慮した商品やサービスを選ぶなど、環境志向のライフスタイルが広がっています。
- 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルが普及し、再生可能エネルギー等の活用、省エネルギー対策が施された環境配慮型の建物、事務所、商業施設が増えています。
- 化石燃料由来の一次エネルギーへの依存度が下がっていますが、快適な生活を送ることのできる社会になっています。
- 地域の特性に応じた再生可能エネルギー等の導入が進み、災害に強い低炭素型のまち(エコタウン)が各地域に実現しています。地域内では、エネルギー消費の少ないインフラが整備され、公共交通機関が便利になり、効率的な移動が可能になるなど、運輸部門の温室効果ガス排出量が減少しています。

- 再生可能エネルギー等関連産業の集積が進み、林業・木材産業・バイオマス産業が活性化するなど、環境と経済が両立した地域社会が実現し、里地里山が保全されています。

ハ 施策の方向性と事業の内容

(イ) 暮らしや事業活動における低炭素化の推進

再生可能エネルギー等や省エネルギー設備の導入、省エネルギー効果のあるリフォームなど、暮らしや事業活動の場における二酸化炭素排出量を低減する取組を支援します。また、県民、事業者、民間団体及び行政等の各主体が、「低炭素化」の取組を推進するよう、低炭素型ライフスタイルの普及啓発活動など、地域レベルでの低炭素化のための施策を展開します。

a 地球温暖化防止に関する県民運動の展開

- 「宮城県地球温暖化防止活動推進センター」による県民を対象とした地球温暖化防止に関する普及啓発や地域・家庭における効果的な温暖化対策（省エネ対策）の助言を行うボランティア活動員（宮城県地球温暖化防止活動推進員）の支援を行います。また、各業界団体や消費者団体、市町村、県等による「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議を通じて、温暖化防止の県民運動を展開します。
- 家庭における二酸化炭素排出量削減のきっかけづくりとなる、「うちエコ診断」やエコドライブの普及啓発を行います。また、県内のプロスポーツ球団等と連携したイベントを開催し、県民の地球温暖化防止への関心を高め、ライフスタイルを変革する意識と、環境に配慮した行動の実践を促す取組を進めます。

b 県民への再生可能エネルギー等・省エネルギー設備導入等の支援

- 災害に強く、低炭素化された住宅を普及するため、太陽光発電やエネファーム、蓄電池等の設備の導入を支援します。
- 既存住宅の多くは十分な断熱対策が行われておらず、冷暖房時に多くのエネルギーを消費していることから、県内の既存住宅の断熱改修を支援します。
- 下水道が整備されていない浄化槽整備区域については、低炭素社会対応型浄化槽の設置を支援します。

c 事業者への再生可能エネルギー等設備導入・省エネルギー対策の支援

- 事業者の地球温暖化対策の促進と、災害時等の対応力強化のため、太陽光やバイオマス、風力などの再生可能エネルギー等の設備の導入を支援します。
- 事業者に対して、高効率空調機、LED 照明などの省エネルギー設備の導入を支援し、事業活動における二酸化炭素の排出削減と、光熱費等のコスト削減による経営基盤の強化を図ります。

d 市町村への事業支援

- 市町村が実施する、公共施設や学校等における二酸化炭素削減対策、照明(街灯、商店街等)の LED 化、省エネルギー機器導入などの取組を支援します。

(ロ) 地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進

太陽光発電や小水力発電など地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入、公共施設や街灯などのインフラ等の省エネルギー化により、環境負荷の少ないエコタウンづくりを進めるほか、水素エネルギーの利活用など再生可能エネルギー等の導入に取り組み、産学官が協働した先進的な地域づくりを推進します。

a 地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入

- 地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用について、検討組織である地域協議会の運営を支援します。
- 農村地域においては、農業水利施設を活用した、地域主導による小水力発電等の整備を推進するため、施設管理者への情報提供や技術指導などの支援を行うほか、小水力発電モデル施設の整備を行います。
- 個人や団体等が行う再生可能エネルギー・省エネルギー導入事例の、優れた取組を表彰し、積極的に広報します。
- 水素エネルギーは、利用段階で二酸化炭素や大気汚染の原因となる有害物質を排出しないため、クリーンなエネルギーとして注目されています。県では創造的な復興に向けた重点施策として、水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組を進め、FCV やエネファームの普及のほか、FCV のための水素ステーションの整備を進めるとともに、再生可能エネルギーを利用した水素製造をはじめとする水素エネルギー関連産業の育成を推進します。
- 次世代自動車のうち、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)については、走行中の電気不足への不安感が導入のネックとなっていることから、

国の充電設備設置事業者への補助事業を活用し、県内での設置を加速する取組を行い、充電スタンドのネットワーク化を推進します。

b エコタウン形成の促進

- 県内では、仙台市、石巻市、気仙沼市及び東松島市などにおいて、エコタウン形成の取組が推進されています。これに続くエコタウン形成の促進のため、市町村を構成員に含む団体に対し、地域特性に応じた再生可能エネルギー等を活用したエコタウン形成に向けた調査や計画策定を支援します。また、自治体職員に向けて、研修会や講演会等を行います。
- 県有地や県有施設の屋根などを活用した太陽光発電を行います。
- 自動車からの温室効果ガス排出量の削減を目指し、都市部における公共交通機関の利用促進、物流拠点の整備などを行います。
- 今後の電力小売の全面自由化を機会として、地域特性を活かした電力供給・受給の仕組み、システムづくりについても検討します。
- これらエコタウン形成の取組について、県内外へ広く発信します。

(ハ) 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

再生可能エネルギー等関連産業の創出・育成や、新製品開発を行う事業者への支援を行い、環境と経済が両立した地域社会の形成を目指します。

また、地産地消エネルギーとして、バイオマスを活用した先駆的な事業や地域づくりを支援します。

さらに、森林による二酸化炭素の吸収・固定能力の維持向上を目指し、森林所有者などが実施する間伐や植林などの森林整備への支援、海岸防災林の復旧などによる森林の適切な維持管理と県産材の利用を進めます。

a 地域に根ざした再生可能エネルギー等を活用した産業への支援

- 再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の動きに合わせ、再生可能エネルギー等に関する技術開発への支援を行うなど、関連産業の創出・育成を目指します。
- 県内企業等の再生可能エネルギー等・省エネルギー関連の新製品開発を支援し、宮城発の再生可能エネルギー等関連製品の早期製品化を目指します。
- 地産地消エネルギーの推進及び県内の林業活性化のため、木質バイオマスのエネルギー利用を推進します。
- 食品残さや下水汚泥など、未利用のバイオマス資源について、市町村と連携・協力して、エネルギーとしての利活用を目指します。

b 森林管理及び林業振興による二酸化炭素の吸収・固定能力の維持向上

- 森林が有する二酸化炭素吸収機能を十分に発揮させるためには、健全な育成を促す間伐が不可欠です。しかし、林業を取り巻く情勢が厳しく、間伐されていない森林が増加していることから、間伐の実施や作業道の整備などの維持管理作業を支援します。また、県行造林の伐採跡地において、再造林、保育等の適正な森林整備を行います。
- 専門的かつ高度な技能を有する技術者の育成、就労環境の整備支援、自伐林家の育成及びUIJターンの促進などにより、森林整備を支える多様な担い手の育成・確保に取り組むほか、森林施業の集約化など効果的な森林の管理・整備体制の構築を促進し、間伐や造林など適切な森林整備を推進します。
- 木材の生産・流通・加工体制の整備を支援するとともに、新たな木材需要の創出に取り組み、県産材の利用を促進します。

c フロン類対策

- 温室効果のあるフロン類については、代替フロン類の排出量の急増や使用中の事業用冷凍・空調機器（第一種特定製品）からの漏えいに対応するため、フロン類のライフサイクル全般にわたる対策が必要となっています。平成27年4月1日に全面施行された「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」に基づき、県では、第一種特定製品のフロン類の充てん・回収を行う業者の登録事務を行うとともに、機器の管理者や充てん・回収業者に対する指導・助言、立入検査を実施するなど、適正なフロン類の回収・破壊体制を確保します。

(2) (政策2) 循環型社会の形成

イ これまでの取組と課題

県はこれまで、平成18年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画」に基づき、3R{発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)}の優先順位を明確にした上で、循環型社会の形成に向けた具体的な行動につなげるための取組を行いました。計画の推進のために、社会を構成するすべての主体を対象とした啓発や環境教育及び市町村支援を実施するとともに、産業廃棄物税を活用した各種補助事業や不法投棄対策事業を進めており、ごみ排出量・最終処分率は、東日本大震災前まで減少傾向にありました。

しかし、東日本大震災の発生後は一般廃棄物の排出量が増大し、高止まりしていることなどにより、排出量・リサイクル率・最終処分率は悪化しています。また、焼却ごみへの紙類、プラスチック類などの分別回収すべき循環資源の混入量が増大しています。産業廃棄物については、被災工場・事業場の再建に加え、復興事業が多く実施されている影響により、排出量・最終処分率が増加しています。

震災関連の廃棄物については、災害廃棄物の処理は完了しましたが、この経験を今後の大規模災害発生時の災害廃棄物処理にどのように活かすかが課題となっています。一方、放射性物質の付着した牧草等の8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理が進んでいません。

また、従前からの課題である不法投棄等の廃棄物の不適正処理事案の発生が後を絶たないことから、適正処理に向けた対策を進める必要があります。

平成25年度から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)」が施行されるなど、各種リサイクル法の見直し等が行われている中、「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」に基づく、国の第3次循環型社会形成推進基本計画が平成25年度に策定されています。本県では、これらを踏まえた施策の位置付け、震災の影響を受けた本県独自の取組としての計画の策定が必要となっています。

ロ 目指す将来の姿

- すべての者が3Rを推進する行動を行っています。
- 資源循環システムを支える社会基盤が整備されています。
- 排出される廃棄物の資源としての利用が進んでいます。
- 廃棄物の適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。

ハ 施策の方向性と事業の内容

(イ) すべての主体の行動の促進

循環型社会の形成のために、震災により後退している廃棄物等の3Rの取組の推進を目指し、すべての主体が、改めて3Rを意識した行動を実践するための施策を展開します。

県民が日常生活において、廃棄物の減量化やリサイクルなど環境に配慮した取組を実践し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育、普及啓発を推進します。

a 環境教育・普及啓発の実施

- 県民に対して、3Rに関する環境配慮行動の促進等の環境教育を行うとともに、学校、事業者、地域組織等に環境教育や助言を行う人材を派遣します。
- 市町村に対して、ワークショップの開催、啓発資材の貸し出しなど、3R推進に関する取組を支援します。

b 環境配慮経営の推進

- 県内事業者と大学などの研究機関に対し、産業廃棄物のリデュース、リサイクルなどに係る新技術の開発や事業の展開を支援します。
- 環境配慮行動を行う事業者に対し、県の物品発注等における優遇措置や、広報による支援を行います。

(ロ) 循環型社会を支える基盤の充実

循環型社会を形成するために、生産、流通、消費、廃棄、処理などの各段階において、廃棄物等の3Rを効果的に促進します。3Rに関する施設整備の支援、宮城県グリーン製品の認定、リサイクル業者への指導など各主体への情報の提供や新技術開発への支援等を通じ、循環型社会の形成に向けて、重要な基盤の充実に図ります。

a 多様な媒体を活用した情報発信

- 広報誌や、ホームページなど多様な媒体を活用し、情報発信に努めます。

b 3Rに関する産業の振興と事業者の育成

- 産業廃棄物の3Rに関する施設整備，廃棄物を原料としたリサイクルエネルギーの利用推進，リサイクル製品の事業化など，事業者の取組を支援します。
- 優良な廃棄物処理業者の公開や，リサイクル製品などの環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定することなどにより，優良な事業者の育成を図ります。

c 地域のリサイクルシステムの整備

- 市町村に対し，循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備の支援や，担当者向けのワークショップの開催など，地域の取組を推進します。
- エコフォーラム(地域等の事業者間の交流組織)や個別事業者の活動支援のため，環境産業コーディネーターを派遣します。
- リサイクル業者に対し，関係機関と連携して，各リサイクル法等の制度を周知するとともに，適正な指導を実施します。

(ハ) 循環資源の3R推進

ごみとして排出されるものの中には，リユースやリサイクルにより，有用な資源となるもの(循環資源)が含まれています。循環資源を適正に利用するため，資源の種類ごとに対策を講じます。

a 小型電子機器等

- 携帯電話，デジタルカメラ等の小型電子機器等は一般廃棄物として処理される場合が多く，これらに含まれているレアメタル等が資源として有効利用されていません。「小型家電リサイクル法」に基づき，小型電子機器等廃棄物の減量化と再生資源の有効利用のため，市町村の支援や県民への普及啓発を進めます。

b 食品廃棄物等

- 売れ残りや食べ残し，食品の製造過程で発生する食品廃棄物等のリデュースとリサイクルの推進のため，「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)」に基づき，県民・食品関連事業者への情報提供，普及啓発を進めます。

- 市町村と連携し、地域における民間リサイクル事業者の育成と、計画的な食品廃棄物のリサイクル等に係る取組を推進します。
- 肥料や飼料としてのリサイクルを促進するため、環境産業コーディネーターによる事業者のマッチングなどの支援を行います。

c 建設系廃棄物

- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、がれき類、木くず等の建設系廃棄物の分別回収を徹底し、リサイクルを推進します。
- 建設系廃棄物の不適正処理の未然防止のために、関係機関と連携して、解体工事現場への立入検査や監視を実施し、指導を強化します。

d 容器包装廃棄物

- 家庭からの廃棄物のうち、容積の6割を占める容器包装廃棄物について、リデュースとリサイクルの促進のため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)」に基づき、市町村への適切な情報提供や分別収集実施のための支援等を行います。

(二) 廃棄物の適正処理

復興事業の進展や産業の復旧に伴い、産業廃棄物の排出量の増加が懸念されており、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への指導や不法投棄の監視強化、違反行為者に対する迅速・厳格な対応など産業廃棄物の適正処理を進めます。

また、東日本大震災によって発生した災害廃棄物の処理の経験を踏まえ、新たに県の災害廃棄物処理計画を策定します。

a 産業廃棄物適正処理の推進

- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対する立入検査や講習会の開催等により、健全な産業廃棄物処理体制の構築促進に努めます。
- ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物などの特別管理廃棄物(人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物)については、取扱等についての各種基準を周知するとともに速やかに適正処理が図られるよう指導を行います。

- 農業用廃プラスチック類については、農業者への適正処理に関する啓発活動及び情報提供を行うとともに、回収体制の整備を推進します。
- b 不法投棄・不適正処理の防止**
- 不法投棄、不適正処理等の早期の把握、拡大防止を図るため、監視体制の充実や普及啓発、違反行為に対する迅速・厳格な対応など、各種取組の強化を進めます。
- c 災害廃棄物処理計画の策定**
- 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の確保のために、東日本大震災の経験を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定します。
- d 放射性物質の付着した 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の適正処理の促進**
- 放射性物質の付着した牧草等の 8,000Bq/kg 以下の廃棄物については、早期に安全な処理が行われるよう、市町村等への支援を行います。
- e 最終処分場の整備における県の関与のあり方の検討**
- 本県で現在稼働している公共関与の産業廃棄物の最終処分場は、埋立終了までの期間が残り 10 数年程度と見込まれることから、3Rを推進することにより延命化を図るとともに、新たな最終処分場の整備に関し、検討を進めます。

(3) (政策3) 自然共生社会の形成

イ これまでの取組と課題

本県は、西部に奥羽山脈、東部に北上山地、南部に阿武隈山地が位置しており、これらの山地を水源とする北上川や阿武隈川、名取川などの河川が流れています。河川の流域には平野が広がり、伊豆沼・内沼、蕪栗沼や化女沼等の大小の沼やため池が点在しています。また、太平洋側には唐桑半島から牡鹿半島に至るリアス式海岸、石巻以南の海岸には砂浜海岸が広がっています。

高山、亜高山、山地帯にはブナ林や高山植生、平野や丘陵地にはコナラ・クリ林やスギ林、アカマツ林などがあり、イヌワシなどの猛禽類、ツキノワグマやカモシカなど大型哺乳類をはじめとした多様な動植物が生息・生育しています。海岸部の干潟にはアサリやゴカイ、藻場にはエビ、カニなどの甲殻類など、多くの海の生物が生息しています。

県は、昭和48年に「宮城県自然環境保全基本方針(平成18年改正)」を策定し、県内の多様な自然環境の保全を図っています。また、豊かな自然環境の保護・保全を目的とし、国が「自然公園法(昭和32年法律第161号)」に基づき、国立公園及び国定公園を指定し、県が「県立自然公園条例(昭和34年宮城県条例第20号)」、「自然環境保全条例(昭和47年宮城県条例第25号)」に基づき、県立自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域を指定しており、その面積はあわせて県土の約26%となっています。

多様な自然を守るためには、保全だけではなく、適切な利用による管理を継続的に行う必要があります。私たちの先人は、自然の恵みを持続的に利用するため、里地里山や山林を適切に管理してきました。しかし近年、エネルギー・産業構造の変化や急速な少子高齢化により、維持管理の行き届かない森林や耕作放棄地が増加しています。このような里地里山の荒廃は、森林の機能を低下させるほか、人里にニホンジカ・イノシシなどの野生動物が近づきやすくなり、農作物被害を増大させています。

また、東日本大震災により、県内の自然環境は大きな影響を受け、特に、海岸線の消失や砂浜、海岸林の消失が顕著です。しかし、震災後に新たに形成された生態系もあり、復興事業のあり方も含め、これらの動植物の様子を注意深く見守っていく必要があります。

ロ 目指す将来の姿

- 健全な生態系の保全や生態系ネットワークの保全を形成する取組が進んでいます。
- 生物多様性の保全や自然環境を再生する取組が進んでいます。
- 豊かな自然環境を次世代に引継ぐ基盤づくりが進んでいます。

ハ 施策の方向性と事業の内容

(イ) 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

生態系は、光合成による有機物の合成、食物連鎖、排せつ物や動植物の死がいの分解・再利用というエネルギーの流れや物質循環を通じて、または生息・生育場所の確保をめぐる相互作用を通じて複雑に関係し合いながら、一つのまとまりとして成立つものです。

健全な自然環境を保全するためには、様々な要素から構成される生態系やそれらの連続性を保全すべき「場」としてとらえ、確保していく取組が重要です。

このため、河川、自然公園、里地里山などを適切に管理・整備することで、多様な生物が安定して生息・生育できる環境の保全を図るとともに、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保し、生態系ネットワークの形成を図ります。

a 健全な生態系の保全

- 自然公園等の優れた自然の風景を保護するとともに、その利用の増進を図るため、公園区域内での行為規制を行います。また、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域の適切な管理や新たな指定に努めることにより、自然環境の保全を図ります。
- 地域森林計画対象民有林において開発等が行われる場合には、林地開発許可制度による適正な指導に努めます。宅地造成等、20ha以上の土地の形質の変更を伴う大規模開発行為については、適正な指導を行い、開発行為者等との間に自然環境保全協定を締結します。また、自然公園区域や県自然環境保全地域なども含め、違法な開発行為などが行われることのないよう、監視体制の充実・強化に努めます。
- 登山道の浸食などにより植生の劣化が認められる栗駒山や、松くい虫の被害が拡大する松島においては、植生の復元や景観の保全、修復等の対策を実施します。
- 里山林については、ナラ枯れ被害対策を行うとともに、広葉樹林の整備を図ります。また、県行造林については、伐採跡地における生物多様性の保全に配慮し、適正な森林整備を行います。民有林については、森林の無秩序な開発を規制するため、開発行為に対して林地開発許可制度に基づき指導を行います。

- 河川については、治水上の安全性を確保しながら、生物の良好な生息・生育環境の保全に配慮した川づくりを行います。

b 生態系ネットワークの形成

- 森林や水系などに着目しながら、多様な生態系を様々な形で連続させるコリドーを構築し、生態系ネットワークの形成を目指します。

c 天然記念物の保全

- 学術上貴重で自然を記念するものについて指定された、天然記念物を適切に保護・保全します。

(ロ) 生物多様性の保全及び自然環境の再生

生物は、「食べる、食べられる」の関係を基本として、生息場所をめぐる関係など、他の生物と互いに深くかかわり合いながら生活しています。生物の多様性を保全するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより、自然環境の「質」を確保することは、すべての生物にとって重要なことです。

希少野生生物をはじめとする在来野生生物の保護・保全対策、人と野生鳥獣の適切な関係を維持するための野生鳥獣の保護管理を行うことで生物多様性を保全し、地域協働を基本とした自然環境の保全、再生の推進に取り組みます。

a 生物多様性保全のための総合的な取組

- 平成 26 年度に策定した「宮城県生物多様性地域戦略」を総合的に推進し、生物多様性の保全を図ります。
- 生物多様性に関する県民への普及啓発、自然環境保全や環境緑化推進のための市町村への支援を行います。

b 在来野生生物の保護管理・保全

- 希少野生生物の生息・生育地のうち、特に保護・保全が必要な生息・生育域について、多様な主体と連携し、対策を進めます。
- 野生鳥獣の安定的な保護や農作物被害等の防止のため、野生鳥獣の適正な保護・管理を行うとともに、鳥獣保護についての普及啓発を行います。特に生息域が拡大傾向にあるニホンジカやイノシシ等の野生動物の管理に関しては、個体数の調整や新規狩猟者の育成を行います。また、国の補助金等を活用し、野生鳥獣被害防止のための市町村への支援を行います。

c 自然環境の再生

- 自然環境を健全な状態に回復するため、地域の多様な主体の参加と連携のもと、科学的知見に基づく情報の共有を図りながら、長期的な視点で自然環境の保全・再生を推進します。

(ハ) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

豊かな自然環境を地域文化とともに次世代に引き継ぐために、多様な主体による協働の取組や自然とのふれあいの推進、環境に配慮した持続可能な農業の取組を推進します。

また、生態系ネットワークの形成や生物多様性の保全等に向け、自然環境を保全する活動を効果的に推進するため、行政機関や地域住民、民間団体、専門家など地域の多様な主体が自然環境の現状に関する情報を的確に把握し、互いに共有するとともに、緊密な連携による協働を図ります。

a 多様な主体の協働による自然保護の取組

- 県民自らが積極的に自然環境の保全活動に取り組むことができるように、事業者や民間団体、行政などの多様な主体との協働を推進するとともに、活動の育成・支援に努めます。
- 緑豊かな地域づくりを進めるため、県民や民間団体が主体的に取り組む森林づくり及び植樹活動や社会貢献を目的とした事業者等による里山林の再生活動を支援します。

b 自然とのふれあいの推進

- 県民の森や宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター等の施設を活用し、自然体験や自然観察会など自然とふれあうイベントを開催することで、自然保護思想の普及に努めます。
- 県内で開催される自然観察会等の行事の開催情報等について、県のホームページにおいて一元的に発信するなど、県民が自然とふれあう機会を支援します。
- 宮城の自然・山林の知識や自然環境保全の重要性について県民に普及啓発するための人材を養成します。

c 環境に配慮した農業への取組

- 環境に配慮した農業を推進するため、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマーの育成、「みやぎの環境にやさしい農産物認証表示制度」の運営を行います。

- 自然循環や環境負荷の低減を可能にする有機農業など，地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者を，国等と協働して支援します。

d 自然環境情報の把握と共有

- 自然環境要素に関する基礎調査の実施に努めるとともに，自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立を推進します。
- 調査研究を通じて得られたデータや知見を県民に公開，共有し，自然環境の保全に向けた各主体の取組がより一層促進されるよう努めます。

(二) やすらぎや潤いのある生活空間の創造

公園や街路樹の緑は，里地里山や水辺，山地の森林と相まって多様な緑地環境を形成し，私たちにやすらぎを与える空間となっています。また，親水性に富んだ水辺空間は自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っています。

このような身近な緑や水辺など，地域の特性を活かした生活空間の中の潤いのある環境づくりを推進し，地域の良好な景観の形成を支援します。

a 公園や水辺空間の整備

- 都市公園については，多様化したニーズを反映し，環境，レクリエーション，防災，景観，歴史文化などの視点を踏まえ整備を推進します。
- 県民が川に親しめるよう，護岸，堤防等の河川構造物に必要な応じ階段工を設置し，親水性の確保を図ります。また，港湾を訪れる人々が利用できる，憩いの場やレクリエーションの場としての緑地の整備や維持管理に努めます。
- 定期的に道路や河川などの清掃や緑化作業を行い，良好なまちづくりに積極的に取り組む県民，事業者，民間団体の活動を支援します。

b 美しい景観の形成

- 美しい景観を形成するための基本理念や基本目標を定めた「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針(平成24年3月)」に基づき，住民・事業者及び市町村と連携し，地域の景観形成活動を支援します。
- 景観づくりの担い手となる市町村や住民等に対し，啓発による景観形成の意識醸成を図るとともに，アドバイザー派遣やワークショップ等の手法による人材育成を支援します。

- 地域固有の景観に調和したまちづくりや屋外広告物の規制により、美しい景観の形成を推進します。
- 自然公園等の区域内における行為の規制により、優れた自然景観の保護を図ります。

(4) (政策4) 安全で良好な生活環境の確保

イ これまでの取組と課題

本県の大気環境は、おおむね良好な状態ですが、時間帯や季節によっては光化学オキシダントが全県的に、浮遊粒子状物質等の項目についても、一部の地域において環境基準を超過するなど、大気環境の保全のためのさらなる施策が求められています。悪臭については、この数年苦情件数は減少傾向にあります。

水環境については、公共用水域では一部の河川で湧水や温泉水などの自然的要因により、^ひ砒素、ふっ素及びほう素が環境基準を超過しています。また、地下水では、砒素や有機塩素系化合物等について環境基準を超過する地点が確認されています。有機性物質に係る汚濁については、ほとんどの河川で環境基準を達成していますが、松島湾や釜房ダム等の閉鎖性の高い水域では環境基準を達成していません。

土壌環境は、かつて二迫川地域及び新堀・出来川上流地域においてカドミウムによる土壌汚染が確認されましたが、両地域において公害防除特別土地改良事業を実施して以降、新たに「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)」で定める農用地土壌汚染対策地域に指定された地域はありません。しかし、二迫川地域及び小原・赤井畑地域の一部の地域で、基準値内ではありますが生産された農産物にカドミウムが含まれていることが確認されたため、耕種的対策が行われています。

騒音については、道路沿道で環境基準達成率は増加していますが、一部地域では環境基準を超過している状況となっています。

ロ 目指す将来の姿

- 大気環境や水環境の監視、工場及び事業場への指導等の実施により、大気汚染や水質汚濁の状況が改善に向かい、健康への影響のない、安全で良好な大気・水環境の状態が保たれています。
- ダイオキシン類等の有害化学物質やアスベスト、放射線、騒音、振動、悪臭などが適切に抑制・監視され、不安のない生活環境が守られています。
- 流域ごとに水循環の健全性が保たれ、自然の水の恵みを持続的に享受しています。
- 良好な生活環境を次世代に継承していく体制、意識づくりが進んでいます。

ハ 施策の方向性と事業の内容

(イ) 大気環境の保全

大気環境基準をすべての項目で達成できるよう、発生源対策等を推進します。また、建物の解体時等に飛散のおそれのあるアスベストや工場及び事業場等から

の悪臭の発生など、身近な公害についても継続的に監視を行い、安全でさわやかな大気環境の保全を図ります。

a 大気環境の監視（モニタリング等）

- 「大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)」に基づき、県内の大気汚染の状況を常時監視し、結果をホームページでリアルタイムに公表します。また近年、健康への影響が懸念されているPM2.5(おおむね直径 2.5 μ m 以下の微小粒子状物質)については、平成 21 年度に環境基準が設定されたほか、国で専門家による対策の検討が進められています。しかし、PM2.5 の発生源は人為由来・自然由来など様々であり、詳しい状況は明らかになっていないことから、組成や由来を把握するための分析を実施します。
- 大気汚染の原因となる物質のうち、低濃度でも長期間のばく露により、健康影響が懸念されるものを有害大気汚染物質といい、248 種類の物質が選定されています。このうちの 21 物質については健康リスクがある程度高いと考えられていることから、毎月一回のモニタリングを継続し、健康影響の未然防止に努めます。

b 汚染発生源への対策・規制

- ばい煙発生施設を設置している工場及び事業場等や有害大気汚染物質となる揮発性有機化合物(VOC)排出施設に対しては、定期的な立入検査を実施し、適切な施設の管理などを指導します。

c 自動車交通環境負荷低減対策

- 自動車交通に係る大気汚染防止対策について、県では「宮城県自動車交通環境負荷低減計画」を策定し、自動車単体対策、道路構造対策、発生交通量低減対策、交通流対策、沿道対策、自動車交通公害についての普及啓発及び調査測定など、総合的に対策を進めてきました。今後も県内の自動車保有台数の増加が見込まれることから、関係機関と連携し、低公害車の導入やエコドライブなどの普及啓発、都市圏における発生交通量低減対策などの施策を推進します。

d アスベスト対策

- 建築物の違法解体や不適正処理によるアスベスト(石綿)の飛散防止を図るために、「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん排出等作業実施届出工事現場等の立入調査やパトロール、アスベスト濃度の測定を行うほか、基準徹底のための普及啓発を行います。

- 特に、東日本大震災の被災地では、建築物等の解体作業に伴いアスベスト粉じんの飛散が懸念されることから、解体作業の継続が見込まれる地域を対象としてモニタリングを行います。

e 悪臭防止対策

- 悪臭については、「悪臭防止法(昭和46年法律第91号)」、「公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)」及び「宮城県悪臭公害防止対策要綱(昭和53年)」に基づき、地域または施設を指定することにより、対策に努めています。また、市町村に対し、悪臭規制に関する研修会の開催などの支援を行います。
- 工場及び事業場等から発生する悪臭に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、適切な施設管理指導を行います。

(ロ) 水環境の保全

水環境については、河川、湖沼、海域などの公共用水域の監視を継続するとともに、各水域へ流入する汚濁負荷を低減し、水質環境基準を達成するため、汚濁物質の発生源対策の徹底等の施策を展開します。

a 水環境の監視（モニタリング等）

- 有機性物質に係る水質汚濁の状況については、「水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)」に基づき、公共用水域の「生活環境の保全に関する環境基準項目」を継続して測定し、結果を公表します。
- 有害物質に係る水質汚濁の状況については、「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域及び地下水において「人の健康の保護に関する環境基準項目」を継続して測定し、結果を公表します。
- 閉鎖性水域の中でもより一層の水質改善が求められている松島湾や釜房ダムにおいては、詳細なモニタリングや流域における汚濁負荷対策などの水質保全事業を実施します。

b 汚濁・汚染発生源への対策・規制

- 有機性物質に係る汚濁については、「水質汚濁防止法」及び「公害防止条例」に基づき、工場及び事業場等からの排水の排水基準を遵守するよう指導するほか、排水基準が適用されない小規模な事業場等についても、汚濁負荷削減方法などについて指導を行います。
- 畜産排水対策としては、家畜排せつ物処理施設等の整備を図ります。

- 生活排水対策としては、引き続き下水道、浄化槽及び集落排水処理施設などの整備を行います。
- 有害物質については、「水質汚濁防止法」及び「公害防止条例」に基づき、工場及び事業場等の排出基準の遵守並びに有害物質を含む水の地下浸透防止について徹底するよう指導を行います。
- ゴルフ場で用いられる農薬については、使用状況を把握し、安全かつ適正な使用について指導を行います。

c 水循環への総合的な取組

- 県では、「ふるさと宮城の水循環保全条例(平成 16 年宮城県条例第 42 号)」に基づき、計画的な用水の活用による水循環への負荷の低減と、豊富な生物が生息できる環境の確保などを総合的、計画的に推進する「宮城県水循環保全基本計画」を策定しています。県内の河川流域ごとの「流域水循環計画」が未策定の南三陸沿岸及び阿武隈川流域については、東日本大震災からの復興事業の影響を踏まえた計画策定について検討します。既に流域水循環計画が策定されている流域については、流域水循環計画推進会議を開催し、各流域の水循環保全活動を支援します。
- これらの計画に基づき、NPO法人等の民間団体の活動の支援、「ふるさと宮城の水循環保全条例(平成 16 年宮城県条例第 42 号)」に基づく水道水源特定保全地域の指定等を行います。
- 県内の各河川において、河川への親しみや水環境保全意識を醸成するため、水生生物による水質調査を行い、その結果を公表します。

(ハ) 土壌環境及び地盤環境の保全

土壌環境については、「土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)」に基づき、重金属及び揮発性有機化合物等による土壌汚染の状況に応じ、適切な管理及び処理を指導します。

地盤環境については、地盤沈下がみられる地域において、水準測量等の長期監視を継続するほか、地下水の揚水等の規制を徹底し、地盤沈下の未然防止を図ります。

a 安全な土壌環境の保全

- これまでにカドミウム汚染が確認された農用地については、公害防除特別土地改良事業により散布したカドミウム吸収抑制資材の効果確認を行います。

- 土地所有者等が実施する土壌汚染状況調査の結果により、環境基準に適合しない土地については、地下水の水質測定、土壌汚染の除去、封じ込めなどの対策を指示し、県民の健康保護を図ります。

b 地盤環境の保全

- 地盤沈下が見られる仙台平野地域、古川地域及び気仙沼地域において、地表面の変動を観測する水準測量及び地下水位の観測を継続し、地盤沈下の状況の把握に努めます。
- 「工業用水法(昭和31年法律第146号)」又は「公害防止条例」に基づき、地下水揚水量の削減及び適正な利用を指導し、地盤沈下の未然防止を図ります。

(二) 地域における静穏な環境の保全

騒音や振動は日常生活に関係の深い環境問題であり、その発生源は、工場及び事業場、建設作業、自動車、鉄道、航空機、飲食店業並びに日常生活などがあります。

騒音の環境基準は、一般環境(道路に面する地域を含む)、自動車交通、航空機及び新幹線鉄道といった種類ごとに、地域の土地利用状況や時間帯に応じて類型分けされた値が定められており、それぞれの環境基準の達成及び維持を図ります。

また、騒音・振動については、工場及び事業場や建設作業などの発生源に対し、法令に基づく規制基準が設定されており、これらの遵守状況を確認します。

a 騒音・振動防止対策

- 幹線道路や新幹線鉄道、飛行場周辺において騒音を測定し、環境基準の達成状況を確認します。測定結果を取りまとめ公表するとともに、必要に応じて事業者等に対して対策を要請します。
- 工場及び事業場、建設作業からの騒音・振動については、「騒音規制法(昭和43年法律第98号)」及び「振動規制法(昭和51年法律第64号)」並びに「公害防止条例」に基づく規制基準を遵守させるため、届出内容の審査のほか、必要に応じて立入検査及び指導を行います。
- 生活環境での騒音については、深夜営業のスナック・バー、カラオケ店等から発生する騒音について規制基準が守られるよう、営業者への周知啓発のほか、必要に応じて立入検査及び指導を行います。

(ホ) 化学物質による環境リスクの低減

私たちの日常生活は多様な化学物質を利用することで支えられており、環境中には多くの化学物質が存在しています。それらは製造、使用及び廃棄の過程で排出されたものや非意図的に生成されたもの、また、環境中における化学的変化により生成したものが混在しています。

化学物質による影響が疑われる事態が発生したとしても、多くの場合、その原因を特定することは困難です。将来にわたって持続可能な社会を構築するためには、生活・経済活動において用いられる化学物質の有用性を認識しつつ、環境への悪影響が生じる可能性についての配慮が必要となります。

このため、県民、事業者及び行政が、化学物質に関する情報を共有しながら適切なリスク評価を行い、環境への影響を低減する取組が求められています。

a 有害化学物質による環境汚染防止対策

- 一般環境中への化学物質の残留（環境汚染）の実態を把握するため、環境省が行う調査に参加し、白石川及び迫川では水質、松島湾では水質、底質及び生物、仙台市内では大気の調査を実施します。
- 「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）」に基づき、大気、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類を測定し、結果を公表します。汚染が判明した場合は、その原因を究明し、必要な対策を講じます。また、工場及び事業場からの排出ガスや排水についてダイオキシン類の自主測定結果を公表するとともに、立入検査を行い、適切な施設の維持管理等について指導を行います。

b 環境リスク管理の促進

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）」に基づき、化学物質の排出量等を把握し、情報のデータベース化、分かりやすい形での情報提供等を行うほか、事業者の自主的な化学物質の管理改善の促進に向けた普及啓発を実施します。
- 合理的に環境リスクを管理し、削減するために、住民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通と相互の理解を深める「リスクコミュニケーション」に取り組みます。事業者のためのリスクコミュニケーションセミナーの開催や自主的にリスクコミュニケーションを実施する事業者に対し、専門家や県の職員の派遣などの支援を行います。

(ハ) 環境中の放射線・放射能の監視・測定，知識の普及啓発

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い環境中に放出された放射性物質は、本県を含む周辺各県に飛来しました。放射線量については物理的な減衰、雨による流出などの自然作用(ウェザリング効果)や除染により低減していますが、依然として放射性物質の残存が確認されています。

環境中の放射性物質によるリスクを低減し、不安を感じている県民のため、市町村の除染対策の支援を行います。

また、放射線・放射能を測定し、その結果を県民に提供するとともに、放射線・放射能に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

a 除染対策の支援

- 「放射性物質汚染対処特措法」に基づく汚染状況重点調査地域に指定された市町の除染対策及びそれ以外の市町村が実施する線量低減対策の円滑な推進を支援するため、除染支援チームを派遣するとともに、除染技術に関する指導や専門的な助言を行う除染アドバイザーを設置します。
- 除染により生じた除去土壌については、国に対し、処分基準の早期制定を求めるとともに、処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう要望します。

b 放射線・放射能に関する知識の普及啓発

- 放射線・放射能の測定を計画的に実施し、その結果をホームページにおいて速やかに公開します。また、放射線・放射能に関する相談窓口やセミナー・相談会の開催、出前講座の実施等により、正しい知識の普及啓発を図り、県民の不安の払拭に努めます。

6 すべての基盤となる施策

(1) グリーン行動の促進

持続可能な社会の実現のためには、県民、事業者、民間団体及び行政など地域社会を構成するすべての主体が、自主的かつ積極的に、また、互いに連携・協力しながら、環境に配慮した「グリーン行動（環境保護のための行動）」を実践することが重要です。一人一人の環境や地域を思いやる気持ちを高め、環境問題が自らの問題として認識されるよう促すとともに、積極的にグリーン行動を実践しようとする機運を醸成し、さらには、地域社会全体でのグリーン行動の確実な実践を目指します。

イ 環境教育・環境学習の推進

(イ) 新しい「環境教育基本方針」の策定

- 平成 23 年 6 月に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」が公布され、平成 24 年 10 月より完全施行されています。
- 県はこれまで、平成 17 年度に策定した「宮城県環境教育基本方針」に基づき、環境教育の推進に取り組んできましたが、「環境教育等促進法」の趣旨を踏まえ、この方針を見直し、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を導入するとともに、各主体との協働的な取組を推進し、環境教育のなお一層の充実を図ります。

(ロ) 学校・社会における環境教育

- 学校教育においては、学習指導要領等を踏まえ、各学校・地域の実情や児童・生徒の発達段階に応じて、体験活動を重視した環境教育を実施するとともに、教員の資質の向上を図ります。
- 小学校を対象に、消費電力の「見える化」を行い、学校ぐるみの取組を進めることにより、各家庭、地域全体への環境配慮行動の定着を図ります。
- 多様化・高度化する環境教育ニーズに対応できるよう、環境教育リーダー制度や地球温暖化防止活動推進員制度を充実させ、市町村、地域、事業所等での環境教育の取組を支援します。

(ハ) 環境教育の基盤整備

- 「宮城県保健環境センター」内に設置した「宮城県環境情報センター」を環境教育の拠点として整備するとともに、自然環境学習の拠点である「宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター」、「県民の森」等の機能の充実を図ります。

- 学校・事業者・民間団体等が行う環境学習・環境保全活動の取組を支援します。
- 国連大学により、環境教育の活動内容を世界に発信し、ESD を広めていくための地域の拠点としての認定を受けた仙台広域圏（仙台市，大崎市田尻，気仙沼市，七ヶ宿町及び白石市）において、それぞれの地域特性を活かした環境教育の取組を支援します。

ロ 環境配慮行動への支援

(イ) 環境配慮行動に向けたインセンティブ（動機付け）の向上

- 県民・事業者が環境配慮行動の宣言登録を行う「みやぎ e 行動(eco do!)宣言」の取組について、宣言後の環境配慮行動の取組状況の把握や環境配慮行動の継続を促すための仕組みなど、より実践に結びつけるための方策を検討します。

(ロ) 市町村の環境関連計画策定支援

- 各市町村の地域環境計画や地球温暖化・生物多様性等に係る個別の環境関連計画の策定に関し、策定手法の助言や環境情報の提供等の支援を行います。

ハ グリーンな経済システムへの加速

「グリーン購入促進条例(平成 18 年宮城県条例第 22 号)」により、環境に配慮された製品やサービスを選択する「グリーン購入」の普及を図るとともに、情報の収集及び提供並びに各主体間の連携及び民間団体の活動の支援を行います。

また、企業の社会的責任(CSR)の観点から、事業活動における環境配慮を促進し、製品自体や製造時の環境配慮の技術開発を促進します。

(イ) グリーン購入の促進

- グリーン購入の普及拡大に携わる民間団体と連携した啓発活動を行うなど、県民・事業者のグリーン購入を促進する取組を推進します。
- 県自らのグリーン購入の推進に関する計画を毎年策定し、着実にグリーン購入を進めます。
- 環境配慮事業者に対し、物品等調達優遇制度に基づいた優先的な物品発注を進め、環境に配慮した事業者が適切に評価される市場の形成を促進します。

- 環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定するとともに、公共工事等において、モデル事業として宮城県グリーン製品を使用することにより、グリーン製品に関する県民の認知度向上を図ります。

(ロ) 事業者の環境配慮経営等の支援

- 環境配慮型経営に取り組む中小企業者や、再生可能エネルギー発電事業を行う中小企業者に対し、「宮城県中小企業融資制度」により、長期・低利での資金調達の支援を行います。
- 物品等調達優遇制度に基づいた環境配慮事業者からの優先的な物品発注を進めるとともに、建設工事、建設関連業務において入札参加資格登録や総合評価落札方式で加点を行うなど、環境配慮事業者の優遇施策を展開し、事業者間への環境配慮行動の普及を図ります。
- 工場等へ環境産業コーディネーターを派遣し、事業者の環境配慮経営の方法等について助言等を行います。
- 産学官が連携して行う環境関連新技術の共同研究への支援や、県の試験研究機関等における研究等により、多種多様な分野での環境配慮製品の開発や環境配慮手法の確立を目指します。

二 県自らの環境配慮行動の推進

県は、経済活動の中で大規模な事業者かつ消費者であることから、率先垂範の取組として、「宮城県環境保全率先実行計画」を策定し、環境配慮行動を進めることにより、事務事業を行う際の環境負荷の低減に努めます。

(イ) オフィス活動における環境配慮の推進

- 庁舎や施設等の利用、維持管理に当たっては、資源・エネルギーの効率的な利用を進め、環境への負荷を低減します。
- 物品等の使用においては、グリーン購入に努めるとともに、資源やエネルギーの節約及び廃棄物発生量の削減などにより、環境負荷の低減を推進します。

(ロ) 公共事業等における環境配慮の推進

- 公共施設等の建設・解体等工事においては、周辺環境に配慮した施工、建設系廃棄物の3Rを進めます。

(2) 環境の保全に関する協定の締結

開発行為や大規模な工場等を立地しようとする事業者に対し、県、市町村との間で環境の保全・公害発生の防止等を目的とする協定を締結し、モニタリングや各種報告を求め、周辺環境の保全を図ります。

イ 環境配慮基本協定の締結

- 県は、「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」に基づき、事業者（工場・事業場の面積が 20ha 以上）及び立地市町村等関係自治体との間での、環境配慮基本協定の締結を進めています。事業者は、事業内容に応じた環境配慮事項を自ら選択し、毎年、その進捗状況を県に報告することとしており、県は、事業者の取組を公表することなどにより、企業イメージの向上を支援します。

ロ 公害防止に関する協定の締結

- 県は、大規模工場等の設置事業者及び立地市町村等関係自治体との間で、公害防止協定を締結することとしています。
- 定期的な周辺環境影響の報告や、必要に応じた事業所への立入検査の実施により、事業者が環境負荷に対する適切な措置を講じているかを確認し、協定の適切な運用を図ります。

ハ 自然環境保全協定の締結

- 自然と調和した地域社会の持続・発展に向け、県は、大規模な開発行為を行おうとする事業者等及び立地市町村との間に、自然緑地の保全や植生の回復の実施等を盛り込んだ協定を締結します。

(3) 開発行為における環境配慮

開発行為の実施に際しては、土地の利用方法の検討や、周辺環境への影響を最小限にする等の配慮が必要です。開発を行おうとする土地の生態系への影響や、事業実施に当たり生じるおそれのある生活環境及び自然環境への影響を低減するため、事業者に対し、開発行為における環境配慮の実施について指導を行います。

イ 環境影響評価制度と自主的な環境配慮の取組

- 「環境アセスメント法」では、規模が大きく環境に与える影響が著しい事業について、事業者が事前に環境への影響を評価することとしています。県では、環境アセスメントの対象とならない事業についても、「環境影響評価条例（平成 10

年宮城県条例第9号)」に基づき、環境アセスメントを実施し、適正な環境配慮を確保します。

- 河川工事や海岸堤防工事等の公共事業については、環境分野の専門家、学識者等から意見をいただき、施工方法、工事工程への配慮など、自主的な環境配慮に取り組めます。

ロ 大規模開発行為への指導

- 20ha 以上の土地の形質の変更を伴う大規模開発行為に対し、自然環境の保全、緑被率の確保等について、事業者にも事前指導を行います。
- 開発行為が途中で廃止または中止されることによる災害の発生を防止するため、事業者との間に「開発行為の廃止等に伴う災害防止工事及び植生回復の工事施行に関する契約」を締結し、自然環境及び生活環境の保全に留意した開発を行うよう指導を行います。

(4) 規制措置

規制的手法は、公害の発生を防止するための排出等の規制・抑制や自然環境の適切な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、効果的に環境保全を図る手段として広く用いられています。

各種環境規制法や公害防止条例の的確な運用に努めるとともに、科学的知見を踏まえ、必要に応じ、条例の見直しや新たな規制制度の必要性について検討します。

(5) 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

公害に係る苦情が寄せられた際には、現場の状況を確認した上で生活環境の保全が図られるよう、原因の究明や発生源への指導を行います。また、環境犯罪には厳格に対応します。

イ 公害紛争等の適切な処理

- 県民からの公害苦情等について、各地域に設置する公害苦情相談員が相談に応じ、必要な調査等を実施するほか、関係行政機関、地域住民等との連携及び協力のもと、適切な処理に努めます。
- 公害紛争については、専門的な知見を活用して迅速な解決を図るため、「公害紛争処理条例(昭和46年宮城県条例第14号)」に基づく公害審査会を設置しています。公害に係る被害が発生した場合には、あっせん、調停、仲裁等による公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めます。

□ 環境犯罪への対応

- 生活環境に影響を与える環境犯罪の取締りを推進します。廃棄物の不法投棄をはじめ、野外焼却や無許可開発行為等の事案に対して、厳格に対処します。

7 環境基本計画に連なる個別計画・関連計画

本計画の4つの政策で設定した各施策は、各分野の個別計画により推進することとしています。以下にそれぞれの計画の概要を示します。

(1) 低炭素社会の形成

イ 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成26年1月策定）

- 震災復興の取組を進めつつ、低炭素社会の実現に向けた、地域における取組を実践するため、温室効果ガスの排出削減目標や施策の方向性を定めた、県の地球温暖化対策の基本となる計画です。
- 「日々の生活、事業活動における低炭素化の推進」、「地域づくりと連動した取組の推進」、「低炭素・エネルギーに係る産業育成と産業界全体の低炭素化」などの施策を推進し、県内の温室効果ガス排出量の目標値達成を目指します。
- 計画期間：平成26年度から平成32年度まで

ロ 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（平成26年3月策定）

- 宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定した計画であり、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の温室効果ガス排出削減目標達成に向けた重点施策の柱である再生可能エネルギー等の導入促進と省エネルギーの促進に関する実施計画として位置付けられています。
- 「建物の低炭素化の推進」、「太陽光発電設備の普及加速」、「県民ぐるみの省エネルギー行動の促進」、「再生可能エネルギー等の導入と持続的利用の推進」、「エコタウンの形成促進」及び「産学官連携による環境・エネルギー関連産業の振興」の重点プロジェクトを推進し、再生可能エネルギー等の導入量等の目標の達成を目指します。
- 計画期間：平成26年度から平成32年度まで

(2) 循環型社会の形成

イ 宮城県循環型社会形成推進計画（平成28年3月策定予定）

- 循環型社会形成推進基本法に基づく地域計画として、循環型社会の形成に向けた取組を実践するための施策の方向性や達成目標を定めた計画です。
- 本県の復興状況を勘案しながら、基本方針である「①すべての主体の行動の促進」、「②循環型社会を支える基盤の充実」、「③循環資源の3R推進」、「④

廃棄物の適正処理」に総合的かつ計画的に取り組み、廃棄物の排出量やリサイクル率等の目標の達成を目指します。

- 計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで

(3) 自然共生社会の形成

イ 自然環境保全基本方針（平成 18 年 11 月策定）

- 「自然環境保全条例」に基づき、本県の自然環境の保全を図るための基本方針として定めたものです。
- 基本目標として「健全な生態系の保全と生態系ネットワークの形成（場の確保）」、「生物多様性の保全と自然環境の再生（質の確保）」、「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり（主体の確保）」の3つを掲げ、それぞれについて各種計画、事業により実現を図ります。

ロ 宮城県生物多様性地域戦略（平成 27 年 3 月策定）

- 「生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）」に基づき、本県における生物多様性の保全と、その持続可能な利用に関する中長期的な考え方をまとめたもので、県が策定した他の計画及び当該計画に基づく生物多様性の保全とその持続可能な利用に関する施策や事業の基本方針となるものです。
- 「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」を将来像とし、「豊かな自然を守り育てる」、「豊かな自然の恵みを上手に使う」、「豊かな自然を引き継ぐ」などの取組を、様々な主体が分野や地域を越えて連携・推進します。
- 計画期間：平成 27 年度から平成 46 年度まで

(4) 安全で良好な生活環境の確保

イ 宮城県自動車交通環境負荷低減計画（平成 19 年 3 月策定）

- 自動車交通に伴う環境負荷の低減対策の基本的な考え方とその目標を示し、自動車交通公害問題の解決を図るとともに、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする計画です。
- 「自動車単体対策」、「道路構造対策」、「発生交通量低減対策」、「交通流対策」、「沿道対策」、「普及啓発」、「調査測定」の7対策と、重点対策として「低公害車の普及促進」、「エコドライブ運動の普及促進」、「仙台都市圏における総合的な施策の推進」を掲げ、総合的に施策を展開することで、自動車の交通に係る大気汚染や騒音の目標達成を目指します。
- 計画期間：平成 18 年度から平成 27 年度まで（以降について検討中）

ロ 宮城県水循環保全基本計画（平成 18 年 12 月策定）

- 本県の恵まれた水環境を次代へ引き継ぎ、現在及び将来の県民が豊かな水の恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる社会の実現を目指す計画です。
- 健全な水循環（良好な水質、豊かな水量、洪水の減少、自然環境の豊かさ）の保全・改善を目指し、上流から下流までの流域全体で、県民・事業者・民間団体及び行政の取組を推進します。
- 県内の 5 流域ごとに、流域水循環計画をそれぞれ策定することとしており、平成 27 年度現在で北上川流域、名取川流域、鳴瀬川流域の 3 流域で策定しています。
- 計画の達成目標として「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」の 4 つの要素を設定し、流域における水質の改善等を目指します。
- 計画期間：平成 18 年度から平成 32 年度まで

(5) その他関連計画

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画

- 「震災以前の安心・安全なみやぎの再生 ～年間放射線量 1 ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標に、県民・民間団体・行政が一体となった目標達成に向けた具体的な施策を示す計画です。
- 3 つの基本的視点「1. 不安解消のための徹底した対応」、「2. 徹底した放射線低減化システムの構築」、「3. 県民の放射線・放射能に対する科学的知見の涵養」により、各種施策を進めます。

8 県民・事業者・市町村などの役割

今日の環境問題は、私たちの日常生活や経済活動と深く結びついています。本計画の目指す将来像を実現するためには、県だけでなく、県民、事業者、民間団体、教育機関及び研究機関並びに市町村を含めたすべての人々が、持続可能な社会の実現に向けて、環境負荷の少ない生活や事業活動を実践し、それぞれの立場に応じて自主的・積極的に環境保全に関する取組を進める必要があります。

また、すべての者が互いに連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに向けて行動することが重要です。

(1) 県民に期待する役割

県民は、環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境配慮行動に取り組むことが重要です。例えば省エネルギーへの取組やごみの分別や減量化、リサイクル、食品等の地産地消や環境に配慮した製品の購入など、身近な行動を意識することで、環境に負荷をかけない生活を送ることができ、社会全体を環境に配慮したものにするすることができます。

また、地域コミュニティの一員として、身近な自然を守り育て、環境への負荷が少ない地域づくりを進めるため、地域の環境活動に積極的に参加することが期待されます。

○ 県民の環境配慮行動の例

◆家にいるとき
・ 照明の点灯時間を短くし、人のいない場所など、不要な照明は消す。
・ テレビやパソコンなどは、見ていない時や使わない時は主電源を切る。
・ 冷房の設定温度は28℃、暖房の設定温度は20℃程度を目安とする。
・ 冷蔵庫内の設定温度を適切に管理し、ものを詰め過ぎない。
・ 電気ポットや炊飯器等での長時間保温をしない。
・ お風呂は時間を空けずに続けて入る。
・ 水道やシャワーの蛇口をこまめに止める。
・ 洗濯物はできる限りまとめて洗い、洗剤等は使いすぎない。
◆ごみを捨てる時
・ 使わなくなった衣服や家具のうち、まだ使えるものはフリーマーケットやリサイクルショップを利用し、地域でリユースする。
・ 生ごみをたい肥化し、庭の草木に使用する。
・ ごみは種類ごとにきちんと分別し、市町村等のリサイクルに協力する。
◆移動するとき
・ 近距離の移動時は車の使用を控え、徒歩や自転車、公共交通機関を使う。
・ 車を運転するときは、エコドライブ(アイドリングストップや穏やかな発進、急加速・急ブレーキなどのない一定速度の運転)を心がける。

◆買い物のとき
・ 買い物に行くときは、マイバッグを持参し、不要なレジ袋を受け取らない。
・ 丈夫で修理可能な製品を選び、大切に長い間使用する。
・ 形やデザインだけでなく、環境負荷、消費電力及び燃費など、ラベルの記載に注意し、環境への負荷が少ない商品を選ぶ。
・ 野菜は、旬のものや県内産の露地ものを選ぶ。
・ 食品は必要以上に購入せず、食わずに廃棄する食品を極力なくす。
・ 自動車を購入する時は、燃費性能が良く、大気汚染物質の排出が少ない低公害車を選ぶ。
◆住宅を新築・リフォームするとき
・ 住宅の新築やリフォームの時は、高断熱化や設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入など、家全体で環境負荷の削減を目指す。
・ 住宅の新築やリフォームの時は、「優良品やぎ材」などの県産材を利用する。
◆環境について考える
・ 電気・ガス・水道などの使用量を確認し、減らす方法を考える。
・ ごみや温室効果ガスの排出量の削減、身近な自然の保護について、どんな取組ができるか家族や近所の人と話し合う。
◆地域での活動で
・ 自然体験や環境学習イベントへ積極的に参加するなど、自然にふれあう機会を多く持つ。
・ 地域の清掃活動や植林、里地里山の保護等の環境活動等に参加する。

(2) 事業者に期待する役割

事業者は、事業活動が及ぼす環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に取り組むことが求められています。環境に配慮した商品・サービスの開発・提供をはじめ、省エネルギー機器の導入、環境マネジメントシステムの導入や、その一環として従業員の環境教育等を推進することが期待されます。

また、CSR の観点から、積極的に自らの取組等の情報公開を進めるとともに、地域コミュニティの一員として、民間団体や行政等との連携を図り、地域の環境活動に積極的に協力・参加することが期待されます。

○ 事業者の環境配慮行動の例

◆物品等の調達に当たっての配慮
・ 事業活動や製品に使用する資材・原料や事務用品は、宮城県グリーン製品やエコマーク認定商品など、環境負荷の少ない製品を購入する。
・ 環境に配慮した事業者からの調達を進める。
◆省エネルギー対策

<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスや廃棄物排出量など、事業活動からの環境負荷を把握し、目標を設定して削減に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明や冷暖房(冷房 28℃程度、暖房 20℃程度)の適切な管理を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ OA 機器、照明、空調設備等について、エネルギー効率の高い機器(省エネマークが表示されているもの)や設備を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所・工場等で使用する電力に、再生可能エネルギー等を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排熱(自社工場内のボイラーや店舗の冷蔵・冷凍機械等)の利活用を行う。
<p>◆自動車燃料使用量の削減</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の運転に際しては、無駄なアイドリングをなくし、エコドライブ(急発進・急加速等を極力なくす、空ふかし、不要な荷物の積載等の防止など)を実施する。
<p>◆省資源対策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の簡易包装化、詰替用品など、ごみを低減させる製品を販売する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済み用紙の裏面活用や両面コピー、用紙の削減、縮小コピーを積極的に行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水コマや水洗トイレ用擬似音発生器を導入する。
<p>◆廃棄物の減量化、リサイクルの推進</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等の分別の徹底、食べ残しや食品残さのたい肥化などにより、ごみのリサイクルを進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造工程から発生する金属くず、紙くず、廃油の回収、再利用のための設備を設置するなど、製造工程からの廃棄物の削減、リサイクルを進める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ廃棄物が発生しにくい製造工程を採用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品の流通段階での廃棄分を削減するよう努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 梱包材、包装材の削減や再利用を進める。
<p>◆環境対策(生活環境の向上)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窒素酸化物(NOx)などの大気汚染物質の発生の少ない機器を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁物質の発生が少ない製造工程を採用する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音型の機器を導入する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気が外部に漏れないような建屋構造や設備を採用する。
<p>◆地域社会とのかかわり</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する市民向けセミナーやシンポジウムに積極的に参加する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業場内外の清掃、地域の緑化や環境美化活動など、環境保全活動に積極的に参加するとともに、環境保全活動に取り組む社員を支援する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に係る環境にやさしい取組の公表や環境に関する情報を提供する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員等への環境意識向上のための環境教育を行う。

(3) 民間団体に期待する役割

民間団体は、公益的な視点から、専門的な知識や技術を活かして、県民、事業者、行政などの各主体の環境保全に関する取組を支援するとともに、必要な協力・連携を

行い、各主体間のパートナーシップの形成に努めるなど、地域の環境保全活動の中核となることが期待されます。また、普及啓発や橋渡し役にとどまらず、専門的な知識や技術を活かし、環境保全型事業の実施団体としての役割も期待されます。

(4) 教育機関及び研究機関に期待する役割

小学校及び中学校をはじめとした教育機関には、子どもたちの発達段階に応じた環境教育を積極的に推進することが求められています。また、大学等の研究機関には、持続可能な地域社会の実現のために諸分野にわたる研究を行うことや、持続可能な社会づくりに向けて各自の専門性を発揮し、社会をリードする人材の育成などが求められます。

また、これらの教育機関及び研究機関は、県民、事業者、民間団体等が、自主的に環境学習ができるよう、資機材やネットワーク等の基盤を整備するなど、地域の環境活動に対する支援も期待されます。

(5) 市町村に期待する役割

市町村は、住民に最も近い行政として、地域の住民、民間団体等への支援及び活動の促進など、より効果的できめ細やかな支援を実施することが期待されています。また、各主体との連携を図りつつ、自然条件、社会的条件に応じた地域の環境保全を推進する役割を担うことも期待されます。

また、自らも地域の消費者・事業者として、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの取組、資源循環の取組などを率先して行うことが重要です。

(6) 県の役割

県は、本計画に掲げる「基本理念」、「環境の将来像」を実現するために、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、成果を公表し、目標達成に向けた継続的な改善を図ります。

また、県民、事業者、民間団体、教育機関等及び市町村などの各主体が、自主的、積極的に取組を実施できるよう、情報提供や基盤整備などの支援を行います。特に重要と考えられる各主体の環境配慮行動を促進するための制度の整備、人材の育成、効果的な普及啓発を行うほか、各主体間の調整及び連携の支援を実施します。

一方で、県も消費者として、または公共のための事業活動を通じて環境に影響を与えていることから、自ら環境マネジメントシステムによる負荷の削減に努め、環境負荷の低減や環境保全活動に積極的に取り組む事業者の受注機会の拡大を図るなどの取組を進めます。

9 計画の着実な推進

(1) 計画の推進体制

本計画の推進は、平成13年度に構築した「宮城県環境マネジメントシステム」に基づき、知事を統括者として設置している環境管理組織により推進し、施策や事業の計画（Plan）、実施及び運用（Do）、実施状況の点検・評価（Check）、内容等の見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。また、学識経験者等で構成された「宮城県環境審議会」に毎年の進捗状況を報告し、進行管理に関する意見や助言をいただくとともに、「宮城の将来ビジョン」に係る政策評価・施策評価の結果も踏まえ、必要な見直しを行い、計画を推進します。

(2) 計画の進行管理

本計画の目指す将来像の実現に向けた施策を確実に実施し、計画期間内の新たな環境の課題や社会経済情勢の変化等、様々な状況の変化に柔軟に対応するため、県の環境管理組織では、本計画の進行管理を以下のように実施します。

イ 個別計画による数値目標等の設定

将来像実現のための政策については、政策ごとに策定する個別計画により推進します。個別計画においては、将来像の実現に向けて、計画の進捗状況を的確に示す管理指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を設定します。

ロ 総合管理指標の設定

本計画の進捗状況については、各個別計画ごとに定める目標の達成状況を踏まえて、総合的に管理することのできる指標を設定し、定期的に点検及び評価を行います。

ハ 計画の点検及び評価結果の公表

本計画の進捗状況の点検及び評価の結果については、毎年度、宮城県環境白書に取りまとめ、県議会等に報告するとともに、公表して県民、事業者等の各主体からの意見等をいただきます。

二 計画の見直し

本計画の進捗状況の点検及び評価結果、宮城県環境審議会からの意見や提言、県民、事業者、民間団体及び市町村等から寄せられる意見並びに新たな環境の課題や社会経済情勢の変化等を考慮して、PDCAサイクルの考え方にに基づき、定期的に施策や事業を見直し、新たな施策や事業の検討を行います。